

平成26年度与党税制改正大綱（抜粋）

第二 平成26年度税制改正の具体的内容

Ⅱ 年末での決定事項

一 個人所得課税

5 その他

（国 税）

（5）企業型確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

（現 行）

（改正案）

① 他の企業年金がない場合 月額5. 1万円 月額5. 5万円

② 他の企業年金がある場合 月額2. 55万円 月額2. 75万円

三 法人課税

8 その他の租税特別措置等

（国 税）

（13）退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

第三 検討事項

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。